

# 地元との約束を無視する政治は、やめてください。



吉見町顧問弁護士

30年前の裁判で和解したのは、吉見町・鴻巣市・北本市の中部保全組合です。  
埼玉中部資源循環組合は吉見町・嵐山町・小川町・滑川町・東秩父村・東松山市・桶川市・川島町の構成団体で名前も違うので、和解を守らなくても違法ではないよ。

吉見町に建設して吉見町のごみを燃す公共施設。名前・一緒にやる市町村が変わっても和解違反だ。30年我慢した。



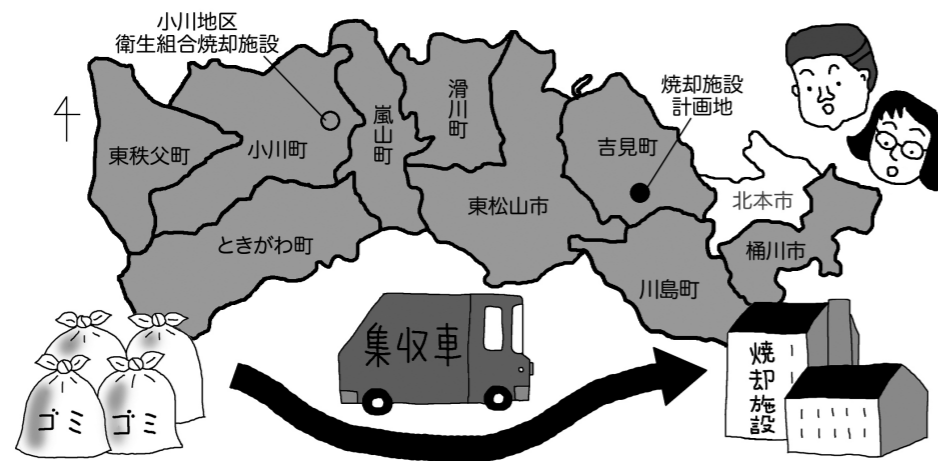
地元の人々は30年前裁判で和解し、もう焼却施設はできないと思っていた。

■吉見町の地元は、もう一回、裁判で争っています。

■地元でない7市町(東松山市・桶川市・嵐山町・滑川町・ときがわ町・小川町・吉見町)の住民、私他22名も埼玉中部資源循環組合を被告に10月に、さいたま地裁に地元と共同提訴しました。

住民訴訟(税金の使い方が違法で無駄遣いなので税金を返して裁判)の請求

- 1 埼玉中部資源循環組合管理者(吉見町長)新井保美に対し、939万6000円(すでに支出)の損害賠償請求を求める。
- 2 今後ごみ処理焼却施設建設に関する委託契約の支出、家や土地の購入をしてはならない。



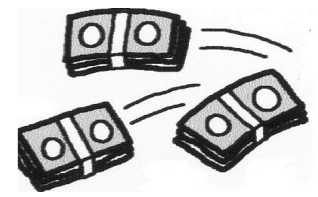
訴訟の理由

- 1 30年前の裁判の和解を反故にしてごみ焼却施設を建設するのは、住民と自治体との信頼関係をこわす信義則違反。
- 2 他の自治体の地元との約束は守って、吉見町地元との約束を守らないのは、差別的で良識がなく、公序良俗違反。

- 3 嵐山町・小川町・ときがわ町・滑川町・東秩父村には、吉見町大串は、遠距離すぎる。
  - 運搬費は各市町村の負担で、不公平。
  - 人口減少で消滅可能性自治体にとっては最小経費で最大効果を求める公共の福祉に反する。

## もう一度考えてみましょう.. 地域経済

- 今はやりの地方創生
  - 工業団地を作って企業誘致
  - 観光客開発をする...



- それもいいけれど
- 地域循環で生きる経済・・・所得を増やす方法
  - 地域にある物・お金・人を外に出さない・・・
  - 地域で消費し、お金を循環して所得を増やす



Stop ごみの広域処理=埼玉中部資源循環組合は日本1広いごみ処理範囲だといいます。

問題①	問題②	問題③	問題④
・吉見町での広域処理は、輸入したガソリンをエネルギーに遠くまで運んで生ごみ等に重油を加えて燃やします・・・地域のお金が、吉見町への運搬費に消えます。	・吉見町以外の8市町村は吉見町に迷惑料を負担。吉見町は、地元対策として温水プール・足湯・農産物の直売所等を建設・運動公園を作ります。	・嵐山町を含め9市町村のごみ焼却施設費で地元対策をします。吉見町は、H18年頃より他市町村の負担金で吉見町を潤わし、吉見町の地元経費に役立てることを考えました。	・嵐山町他7市町村は、地元でのごみ処理のあり方を検討することなく吉見町の計画に乗りました。缶・ビン・ペットボトル等、今までと同じです。

人口減少時代、広域の公共のごみ焼却施設は建築費も運営費も負担が高額。

嵐山町は、建設経費・運営費・運搬費等の経費の試算を、議会質疑で答弁しません。ごみ処理の有料化も考えられます。



ごみは地域エネルギーの一つ。

地域エネルギーを吉見町に地元迷惑料を負担し、高い運搬費を支出して渡すのは、もったいない。

- 嵐山町を含め小川地区衛生組合自治体(小川町・嵐山町・滑川町・ときがわ町・東秩父村)は平成2年(26年前)に小川町で、焼却施設を作るには反対があったという理由で新たな建設地を調査していません。
- 新しいごみ処理のあり方を議会が調査研究していくことを働きかけ続けます。
- 生ごみや枝は、バイオガスで電気にもなる取り組みが始まっています。